

奥州市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年7月29日

奥州市監査委員 佐藤 健 司

奥州市監査委員 熊谷 香 里

奥州市監査委員 飯坂 一 也

1 監査の概要

(1) 監査実施期日

予備監査 令和8年5月18日及び5月19日

本 監 査 令和8年5月21日

(2) 監査の対象とした部課等（機関）名

水沢図書館、江刺図書館、前沢図書館及び胆沢図書館

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における財務等に関する事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

| 部課等（機関）名 | 監査の結果                           |
|----------|---------------------------------|
| 水沢図書館    | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 江刺図書館    | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 前沢図書館    | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 胆沢図書館    | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。